

「通いの場」に参加しませんか？

「通いの場」とは、地域の高齢者が定期的に活動・交流できる場で、

スポーツ・茶話会・料理・陶芸・手芸・将棋・囲碁・健康体操・健康相談などを行います。

あなたも、「通いの場」を開設、参加してみませんか？

厚木市では、新規に「通いの場」を開設する方に開設に係る交付金（最大5万円又は10万円）を交付しております。

「通いの場」の開設を検討される方は、条件等の詳細については裏面を御確認ください。

「通いの場」への参加を希望する方は

地域包括支援センターや社会福祉協議会にて紹介します。

楽遊会

通いの場開設交付金について

目的

趣味・ボランティア・スポーツ等への社会参加をされている高齢者は、健康状態が維持しやすい傾向がみられます。

新たな「通いの場」の開設を支援することで、高齢者の健康増進、介護予防への支援を行います。

条件

○交付金を受ける方

・市内において新たに高齢者の介護予防等に関する活動を開始する団体等であること

・市、社会福祉協議会から同じ目的の交付金又は補助金を受けていないこと

○事業の内容

(最大5万円) ○茶話会○手芸○囲碁将棋など

65歳以上の高齢者おおむね10人程度を対象に1回1時間以上、月2回以上の活動を行うこと。

(最大10万円) ○健康体操等

65歳以上の高齢者3人以上を対象に1回1時間以上、週1回以上の活動を行うこと。

6箇月に1回、市から派遣する専門職員による体力測定を受ける。

・高齢者の誰もが参加できること。

・宗教活動・政治活動・営利活動を目的としないこと。通いの場開設交付金の御案内



お問い合わせ先

(通いの場の開設について)

地域包括ケア推進課 在宅福祉推進係

電話 225-2047

